

# 学校法人呉竹学園 学費等の減免及び徴収猶予取扱規程

## 第1条 (目的)

この規程は、学校法人呉竹学園が設置する東京呉竹医療専門学校、横浜呉竹医療専門学校並びに大宮呉竹医療専門学校（以下「本学」という）の学費等の減額又は免除（以下「減免」という）並びに徴収猶予の取扱について定めるものとする。

## 入学時の減免

### 第2条 (入学検定料の免除)

本学の一つの学校内に設置された2学科に同時に入学を希望し受験する場合（以下「同時入学希望者という」）は、1学科の入学検定料を免除する。

## 休学者、退学者への免除

### 第3条 (休学者、退学者に対する授業料の免除)

後期授業料納入期限（9月末日）以前において、休学又は退学をした場合、当該年度の後期授業料を免除する。

## 専任教職員及び非常勤講師に対する減免

### 第4条 (専任教職員及びその子女に対する減免)

- 本学の専任教職員が在職中に本学に入学する場合に係る入学検定料、入学金、施設費及び授業料及び実習費（以下「学納金」という）を免除する。
2. 本学の専任教職員の子（2親等内かつ本学の専任教職員の扶養家族である者。以下同じ）が本学に入学する場合に係る入学検定料を免除し、その他学納金の半額を減免する。
  3. 前各号に掲げる減免取扱措置を受けようとする場合は、事前に書面により申請し、承認を得なければならない。又、減免取扱措置を受けた後にその措置を受けるための要件を満たさなくなった場合は、速やかにその事由を書面により届け出なければならない。

### 第5条 (非常勤講師及びその子女に対する減免)

- 本学の非常勤講師が在職中に本学に入学する場合に係る入学検定料を免除し、その他学納金の半額を減免する。
2. 本学の非常勤講師の子が本学に入学する場合に係る入学検定料を免除する。
  3. 前条3項と同じ。

## 経済的困窮に対する減免

### 第6条（経済的理由による減免）

授業料を実質的に負担している者（以下 家計支持者という）が以下の事由に該当し、必要書類を添えて申請した在校生の申請年度における授業料の内、20万円を限度とし免除することが出来る。

〈家計支持者の要件〉

- ① 生活保護受給者
- ② 市町村民税所得割非課税者
- ③ 倒産、失職等により家計が急変した者
- ④ 風水害等により多大な被害を受けた者

但し、奨学者の選考にあつては、申請者との面接を行い、選考委員会において決定しなければならない。

### 第7条（教育費負担軽減支援対象者に係る減免）

大学等における修学支援に関する法律に基づき、教育費負担軽減支援対象者に該当し、本学が指定する期間において必要書類を添えて申請した在校生に対し、当該制度により支援されることとなる入学金及び授業料の区分に応じた金額を申請年度の入学金及び授業料からそれぞれ免除する。

## その他の減免

### 第8条（特別な事由による減免）

特別な事由により理事長が必要であると認めた場合は、学費等の一部又は全額を免除することが出来る。但し、この場合、理事長は理事会においてその事由を報告しなければならない。

## 徴収猶予

### 第9条（入学手続き時の徴収猶予）

本学に入学手続きを行う者は、指定する期日内に入学金、施設費、授業料（前期分）、実習費を納入することを原則とするが、当該期日内に入学金を納入し、所定の延納申請を行った場合には、その年の12月（本学各校の指定する期日）まで分割・延納することが出来る。ただし、12月以降に行われる入学試験に係る入学手続きにおいては分割・延納することは出来ない。

2. 本学に入学手続きを行う者で、大学等における修学支援に関する法律に基づき、入学金及び授業料の減免制度採用候補者となり、所定の延納申請を行った場合には、当該制度により支援されることとなる入学金及び授業料の区分に応じた金額の徴収を猶予する。すでに徴収を猶予する額を超えて納入されて入学金又は授業料があ

る場合には、これを返金する。

#### **第10条（在学中の徴収猶予）**

授業料は前期分・後期分に分割し、それぞれ毎年3月末と9月末までに納入することを原則とするが、当該期限前に別に定める授業料分割願を校長に提出し、許可を受けた者は5ヶ月を限度として分割納入することが出来る。ただし、3年次後期授業料については、卒業試験実施日までとする。

2. 授業料納入期限前に授業料分割願を提出していない者で、期限内に全額の納入がされていない場合には、速やかに授業料分割願にその事由を付記し、校長に提出し許可を受けなければならない。既に許可を受けた延納期間、分割金額の変更を希望する場合も同様とする。

#### **第11条（規程の改廃）**

この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

#### **附則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改定

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改定

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改定

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

改定

この規程は、令和6年4月1日から施行する。